

令和5年度 島根県の新規就農者に対する相談・体験から研修・就農までの主な支援策

国補助事業

県補助事業

〔 相談・体験 〕

<就農相談>

- 就農相談員（県外相談会、オンライン・電話・メール等相談）
- オンライン産地ツアー
自宅から産地の状況見学や農家との意見交換ができるツアー
- 就農相談ツアー
（※県外在住者対象）
就農者を募集する県内産地を訪れ、就農や生活に関する質問や相談、農業体験ができる2泊3日程度のツアー
- 県内就農相談会
主に県内在住者を対象とし、産地の担当者へ直接相談ができる相談会

<短期体験>

- しまね農業体験プログラム【農業公社】
希望の地域や作物でオーダーメイド型の農業体験を行う場合に、宿泊費、受入農家への謝金を助成（1泊2日～7泊8日）

<長期体験>

- Uターンしまね産業体験事業【定住財団】
県外在住者が県内で一定期間産業体験を行う場合に、滞在経費の一部を助成
・期間：3カ月～1年
・体験者 12万円/月
・受入先 3万円/月
・親子連れ 3万円/月・世帯 等

【県】包括的就農パッケージづくり推進事業

- ・求める担い手像、農地等の就農情報と住居等の生活情報を含めて就農希望者へ提案する活動に対して助成
- ・地域農業再生協議会等を支援
[補助率] 1/2以内

〔 経営確立支援 〕

【県・市町村・JA等】新規就農サポートチーム

- ・新規就農者ごとに、経営・技術、営農資金、農地、地域生活等の課題に対応可能なサポートチームを設置
- ・経営規模や販売額、農業所得、経営課題などをまとめた新規就農者カルテを活用し、新規就農者をサポート

【県】農業経営者養成事業

- ・農業経営者として習得すべきマネジメント能力や最新の農業知識の習得のため、農林大学校で農林大生、県内農業者向けの特別集中講義を実施

〔 研修 〕

【国】就農準備資金

- ・県農林大学校等で研修を受ける者へ交付
- ・就農予定時49歳以下
- ・12.5万円/月 最長2年間

【県】農業人材投資事業<準備型>

- ・県農林大学校等で研修を受ける者へ交付
- ・就農予定時原則50歳以上65歳未満
- ・Uターン者 12万円/月 最長1年間
- ・県内在住者 6万円/月 最長1年間

【県】半農半X支援事業<就農前研修経費助成>

- ・Uターン者が行う半農半Xの農業研修を支援
- ・就農予定時65歳未満
- ・12万円/月 最長1年間

【県】担い手育成協定制度

- ・農業法人等の先進経営体で研修し、将来的に自営就農を目指すことができる制度
- ・県、市町村等関係機関、受入経営体が担い手育成のための協定を締結し、それぞれの立場から自営就農への移行を支援
- ・研修生を受け入れる経営体に対する補助事業
自営就農志向者受入促進事業（機械等整備） 補助率1/3

【県】水田園芸・有機農業地域研修事業

- ・水田園芸県推進6品目（キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、ミニトマト、アスパラガス）、有機農業の研修生が対象
- ・県農林大学校のリモート座学 × 地域の受入経営体での実習
- ・研修生を受け入れる経営体に対する補助事業
①自営就農志向者受入促進事業（機械等整備） 補助率1/3
②ハウス等整備事業（水田園芸・有機農業地域研修用ハウス整備型） 補助率1/3（市町村1/3の場合）
③水田園芸・有機農業地域研修受入経営体助成事業 受入研修生1人当たり 3万円/月

目標60人以上/年

〔 就農 〕

認定新規就農者等

【国】経営開始資金

- ・認定新規就農者の就農直後の経営確立を支援
- ・就農時49歳以下
- ・12.5万円/月 最長3年間

【県】農業人材投資事業<経営開始型>

- ・認定新規就農者の就農直後の経営確立を支援
- ・就農時50歳以上65歳未満 ・72万円/年 最長2年間

【国】経営発展支援事業<ハード事業> [補助率]3/4（国1/2、県1/4）等

- ・新たに農業経営を開始する認定新規就農者の機械・施設等の導入を支援
- ・就農時49歳以下

【県】自営就農開始支援事業<ハード事業> [補助率] 1/3

- ・認定新規就農者等の施設・機械整備等への支援

【県】ハウス等整備事業<ハード事業> [補助率] 1/3等

- ・認定新規就農者等のハウス、牛舎等整備への支援

多様な担い手

【県】定年等帰農者営農開始・定着支援事業

- ・担い手不在集落で農業専業を目指す者の経営定着を支援
- ・就農時65歳未満

【県】半農半集落営農支援事業

- ・自営農業と集落営農への参画を合わせた農業経営の確立を支援
- ・就農時50歳以上65歳未満（県内在住者）
- ・6万円/月 最長2年間

【県】半農半X支援事業（定住定着助成）（県、市町村）

- ・半農半X実践者（Uターン者）の定住・就農開始後の助成
- ・就農時原則65歳未満
- ・12万円/月（夫婦で共同経営を行う場合18万円/月） 最長1年間

【県】半農半X開始支援事業<ハード事業> [補助率] 1/3

- ・半農半X実践者が営農を開始するための施設整備支援

雇用就農

【国】雇用就農資金

- ・49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等へ交付
- ・研修生1人あたり60万円/年 最長4年間

【県】集落営農雇用支援事業（雇用就農時50歳以上65歳未満）

- ・集落営農法人に対して新規に正規雇用する者への研修を助成
- ・研修生1人あたり60万円/年 最長2年間